平成２５年（フ）第１６号
岩手県奥州市水沢区真城字中道１番地３　雇用促進住宅真城宿舎２号棟１階107号室
債務者　織田恵利子
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１７号
岩手県奥州市水沢区真城字中道１番地３　雇用促進住宅真城宿舎２号棟１階107号室
債務者　織田　　厚
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１８７号
福島県郡山市田村町徳定字下河原100番地の１　グリーンプラザ106号
債務者　遠藤　幸子
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第４４８号
和歌山市上三毛956番地の１
債務者　大塚　公敏
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４４９号
和歌山県岩出市尼ケ辻58番地の４
債務者　渡辺　由香
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４６７号
和歌山県海草郡紀美野町神野市場232番地７
債務者　増廣　薫謙
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４９４号
和歌山市新高町６番８号
債務者　南　　美智（旧姓小西）
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４９５号
和歌山県紀の川市貴志川町神戸139番地８
債務者　棚橋　照美
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４９８号
和歌山県岩出市水栖238番地の11
債務者　田中　雅子
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第５０６号
和歌山県紀の川市打田519番地２
債務者　平原　俊昌
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第６号
和歌山県岩出市西国分515番地の２　108号
債務者　三田　勝弘
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１１５０号
神戸市東灘区向洋町中７丁目１番地の５　ウエストコート11番街901号
債務者　髙橋　拓也
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２号
兵庫県篠山市河原町３番地２　河原町団地７棟102号
債務者　石橋　　綾
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで　神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２４年（フ）第１６５号
鹿児島県曽於郡大崎町假宿2845番地、前住所静岡県浜松市東区積志町1298番地
債務者　新鷲　勝視
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第２３５号
青森市小柳１丁目６番20号
債務者　中村てり子
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５号
青森県五所川原市金木町嘉瀬端山崎146番地
債務者　鳴海　秀次
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第１号
長崎県南島原市口之津町丁208番地10
債務者　永吉　瑞恵
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２５年（フ）第６号
山口市中園町８番24―D202号
債務者　窪　悌二郎
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで　山口地方裁判所民事部破産係